

壬生町分別収集計画

平成 2 2 年 7 月

壬 生 町

壬生町分別収集計画

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策 に関する事項(法第8条第2項第2号)	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	3
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項 に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	4
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し 重要な事項(法第8条第2項第7号)	5
資料	6

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りなくごみゼロをめざした資源循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町においては、平成6・7年度で最終処分場を整備し、平成9・10年度でごみ焼却施設を整備した。今後は、最終処分場の延命化が必要であり、そのためのごみ減量化を推進していくことが重要な課題となっている。

このような状況の中、本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化が図られるとともに、循環型社会の形成を図るものとする。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみ排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくりをめざす。
- ② 全ての関係者が一体となった取り組みにより環境に対する負荷の低減に努める。
- ③ 町民・事業者・行政がごみについて、それぞれの役割に基づき責任を持って行動する。
- ④ 循環型社会の構築に向けた処理システムの整備を推進する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定するものとする。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

項 目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	2,669.1 t	2,666.3 t	2,663.6 t	2,661.0 t	2,658.4 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するに当たっては町民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図るものとする。

・教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場におけるリサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

スーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。（買い物袋の持参等）

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進。

・環境美化キャンペーンの実施

町内の美化運動の一環として、5月又は6月に環境美化キャンペーンを町内統一で実施し、自治会、婦人会、ボランティア団体を主体として町内の清掃を実施する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別の区分は、本町における諸計画を総合的に勘案し以下のように定める。

分 別 収 集 す る 容 器 包 装 廃 棄 物 の 種 類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		もえないごみ
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製の容器	ガラス・ビン類
	茶色のガラス製の容器	
	その他の色のガラス製の容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		資源ごみ
主として段ボール製の容器		
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ、その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

分別収集する容器包装の種類	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	195 t		195 t		195 t		194 t		194 t	
主としてアルミ製の容器	8 t		8 t		8 t		8 t		8 t	
無色のガラス製容器	104 t		103 t		103 t		103 t		103 t	
	104 t	0 t	103 t	0 t	103 t	0 t	103 t	0 t	103 t	0 t
茶色のガラス製容器	106 t		105 t		105 t		105 t		105 t	
	106 t	0 t	105 t	0 t	105 t	0 t	105 t	0 t	105 t	0 t
その他のガラス製容器	37 t		37 t		37 t		37 t		37 t	
	37 t	0 t	37 t	0 t	37 t	0 t	37 t	0 t	37 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてア	8 t		8 t		8 t		8 t		8 t	

ルミニウムが利用されているものを除く。)										
主として段ボール製の容器	249t		249t		248t		248t		248t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	28t		28t		28t		28t		28t	
	0t	28t	0t	28t	0t	28t	0t	28t	0t	28t
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料又はしょうゆ、その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	179t		179t		179t		179t		178t	
	179t	0t	179t	0t	179t	0t	179t	0t	178t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	12t		12t		12t		12t		12t	
	0t	12t	0t	12t	0t	12t	0t	12t	0t	12t
	-----		-----		-----		-----		-----	
	(うち白色トレイ)		9t		9t		9t		9t	
	0t	9t	0t	9t	0t	9t	0t	9t	0t	9t

注：各種類の上段は合計量、下段左は引渡量、下段右は独自処理量

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近2年度の収集量を町の当該過去2年度の合計人口で除し、1人当たり総排出量の平均を求め、その値を計画年度の想定人口に乘じ算出した。

また、想定人口については、次のとおり設定した。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
39,436人	39,396人	39,357人	39,318人	39,279人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
99.90%	99.90%	99.90%	99.90%	99.90%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現状の分別区分を用いて収集を行う。なお、現在、自治会や住民団体による集団回収が進んでいるペットボトルについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。今後、収集品目の追加や施設整備の状況に合わせて、収集体制を見直す。

容器包装の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール	もえないごみ	委託業者による 定期回収	委託業者による選別 後、本町の施設にて 保管する。
	ア ル ミ			
ガラス	無 色	ガラス・ビン類		
	茶 色			
	そ の 他			
ペ ッ ト ボ ト ル		資源ごみ	住民団体による 集団回収、委託 業者による定期 回収	本町の施設にて保管 をする。

プラスチック製容器包装		委託業者による 定期回収	
飲料用紙製容器			
段ボール			
紙製容器包装			

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項法（第8条第2項第6号）

スチール製容器及びアルミ製容器については、もえないごみとして収集し、委託業者にて選別後施設にて保管する。ガラス製容器についてはガラス・ビン類として収集した後、本町の施設で手選別を行い本町ストックヤードで保管する。飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器、ペットボトル、プラスチック製容器については、資源ごみとして収集し、本町の施設にて保管する。

容器包装の種類		収集に係る分別区分	回収容器	収 集 車	中 間 処 理
金 属	スチール	もえないごみ	袋	4tダンプ車	本町ストックヤード（びんについては選別後、色別保管）
	アルミ				
ガラス	無 色	ガラス・ビン類			
	茶 色				
	そ の 他				
ペ ッ ト ボ ト ル		資源ごみ			
プラスチック製容器包装					
飲料用紙製容器					
段 ボ ー ル					
紙 製 容 器 包 装					

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

・今後、ごみの減量化を推進するために以下の方策を実施する。

- ①コンポスト容器や、機械式生ごみ処理機の補助制度
- ②施設の見学
- ③広報によるPR活動
- ④「ごみの分け方・出し方」（チラシ）の配布

・毎年度、分別収集量の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行なう。

容器包装廃棄物の排出量見込み量の設定

１．容器包装廃棄物算定のフローシート

容器包装廃棄物の排出量の算定手順を以下に示す。

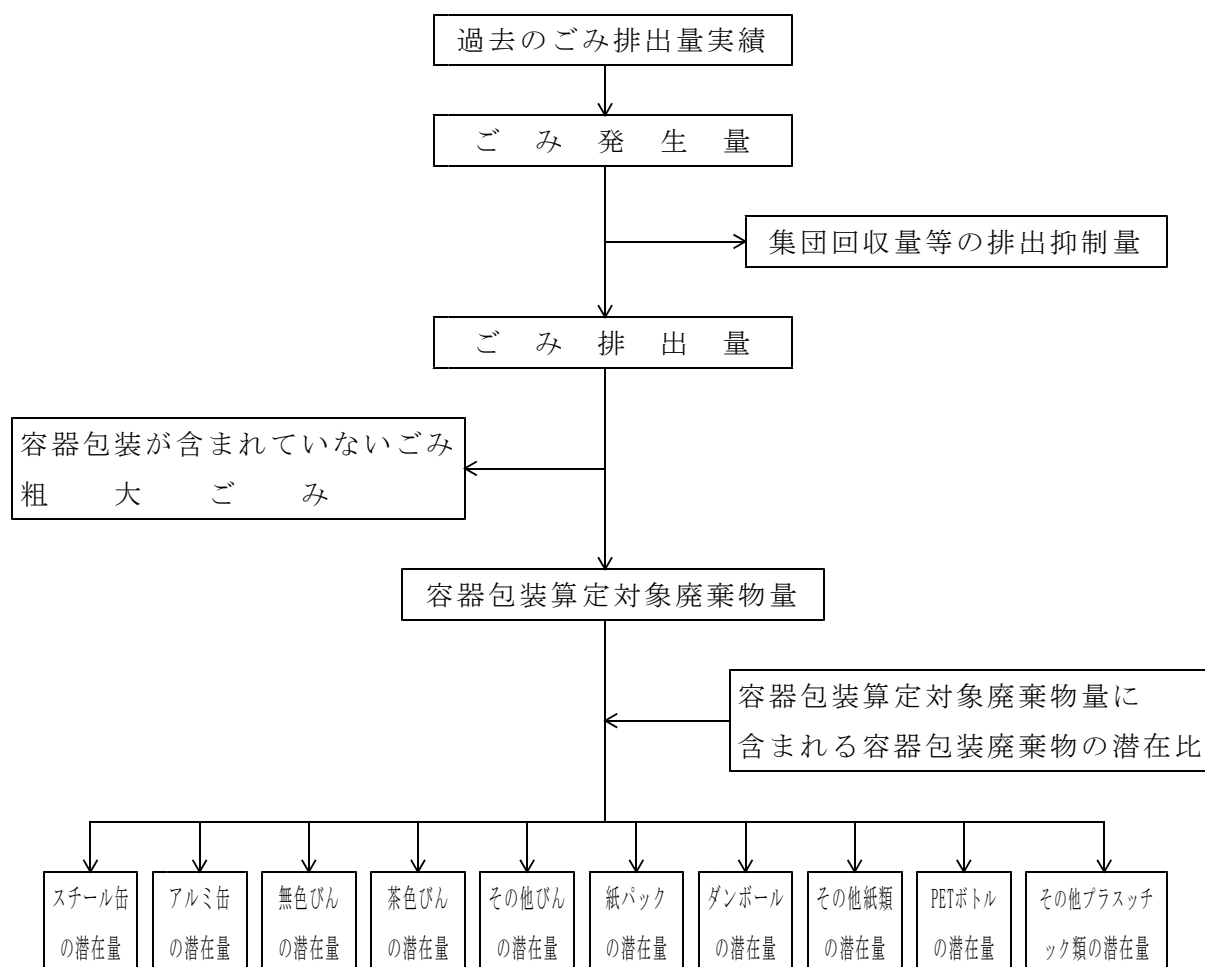


図１ 容器包装廃棄物算定手順

２．容器包装廃棄物の潜在量の算定

（１）容器包装算定対象廃棄物量の算出

過去のごみ排出量を基に予測した将来のごみ発生量から集団回収量等の排出抑制量と容器包装が含まれていない粗大ごみを除いたものを容器包装算定対象廃棄物量とする。各年度における容器包装算定対象廃棄物量を以下に示す。

$$\text{容器包装算定対象廃棄物量} = \text{ごみ発生量} - \text{集団回収量} - \text{粗大ごみ}$$

表１ 容器包装算定対象廃棄物量

（単位：t/年）

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
容器包装算定対象廃棄物量	11,262	11,250	11,239	11,228	11,217

(2) 容器包装廃棄物の潜在量の算出

環境省作成の「市町村分別収集計画作成手引き(六訂版)」で示されている7万5千
 大都市の事例から求められた容器包装廃棄物量の潜在比率を容器包装算定対象廃棄物
 量にかけて、各年度の容器包装廃棄物量の潜在量を算出する。

$$\text{容器包装廃棄物潜在量} = \text{容器包装算定対象廃棄物量} \times \text{潜在比率}(\%)$$

表2 容器包装廃棄物の潜在量 (単位: t/年)

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
容器包装廃棄物量	2,669.1	2,666.3	2,663.6	2,661.0	2,658.4

<内訳>

(単位: t/年)

年 度	構成比率	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
金属類	2.0%	225.2	225.0	224.8	224.6	224.3
スチール缶	1.2%	135.1	135.0	134.9	134.7	134.6
アルミ缶	0.8%	90.1	90.0	89.9	89.8	89.7
ビン類	4.3%	484.3	483.8	483.3	482.8	482.3
無色	2.3%	259.0	258.8	258.5	258.2	258.0
茶色	1.4%	157.7	157.5	157.3	157.2	157.0
その他の色	0.6%	67.6	67.5	67.4	67.4	67.3
紙類	7.9%	889.7	888.8	887.9	887.0	886.1
飲料用紙製容器包装	0.4%	45.0	45.0	45.0	44.9	44.9
ダンボール	3.2%	360.4	360.0	359.6	359.3	358.9
その他	4.3%	484.3	483.8	483.3	482.8	482.3
プラスチック類	9.5%	1,069.9	1,068.8	1,067.7	1,066.7	1,065.6
ペットボトル	1.8%	202.7	202.5	202.3	202.1	201.9
その他(白色トレイ)	0.2%	22.5	22.5	22.5	22.5	22.4
その他	7.5%	844.7	843.8	842.9	842.1	841.3
合計	23.7%	2,669.1	2,666.3	2,663.6	2,661.0	2,658.4

1) 集団回収量等の排出抑制量は除く。

平成２３年度以降の分別収集形態

平成23年度以降も現在の収集方法を利用して収集を行う。以下に処理フロー及び収集形態を示す。

- ① びん類……………ガラス・びん類として収集した後、本町の施設にて手選別の色分けを行い、本町のストックヤードにて保管する。
- ② 缶類……………もえないごみとして収集した後、スチール及びアルミに選別・プレスし本町ストックヤードで保管する。
- ③ P E Tボトル……………資源ごみとして収集した後、本町ストックヤードにて保管する。
- その他のプラスチック
（白色トレイ）
紙パック
段ボール
その他の紙

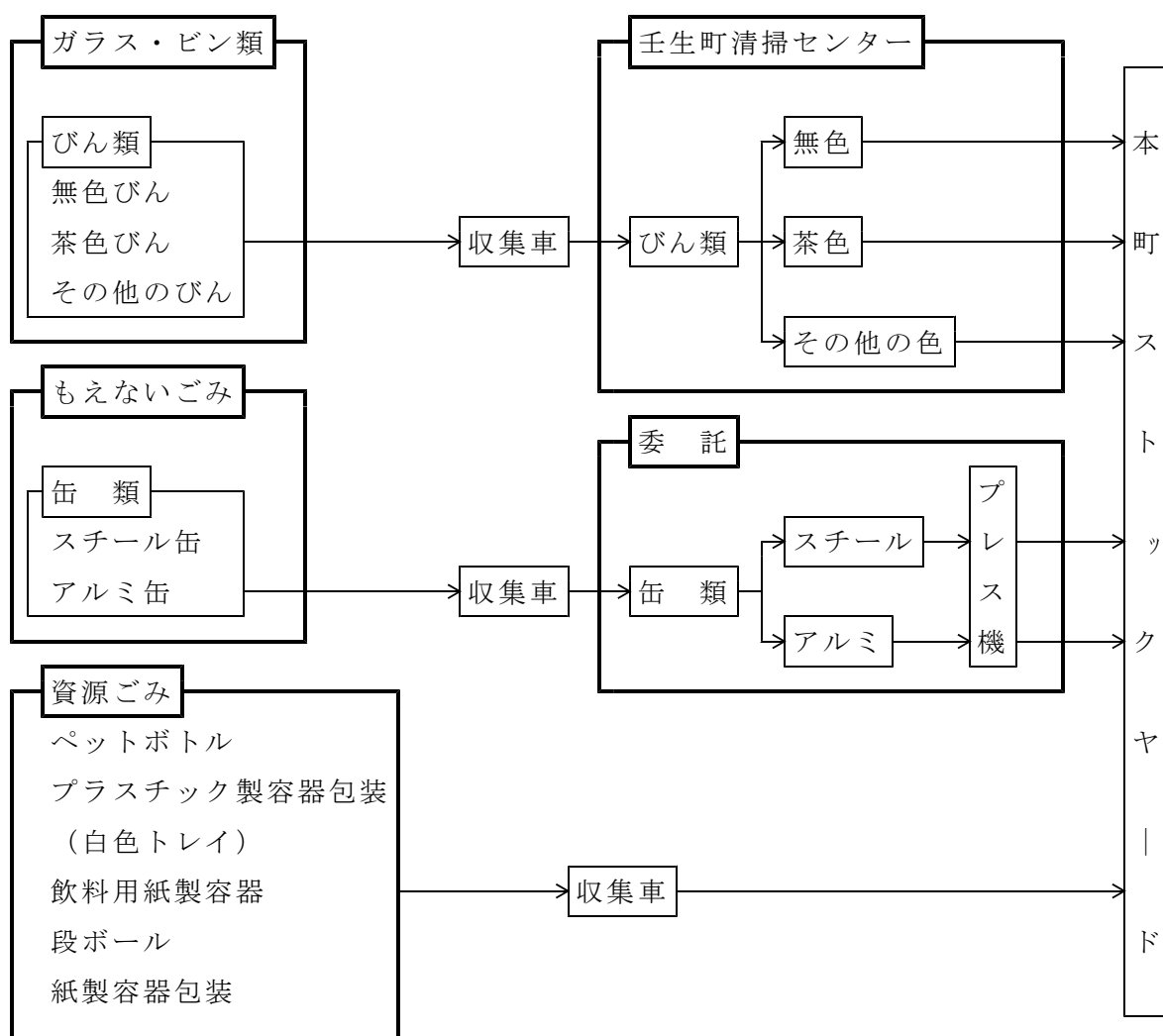


図２ 容器包装廃棄物処理フロー